

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

勝浦市

2 構造改革特別区域の名称

勝浦市教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

勝浦市の全域

4 構造改革特別区域の特性

勝浦市は、千葉県の南東部にあり、都心から 75km に位置し、黒潮が北上する太平洋に面した海岸線は自然景観に富み、内陸部には海拔 150m から 250m の緑豊かな房総丘陵が広がっている。

本市は、この豊かな大地に支えられた農業や新鮮な海の恵みを活用した水産業を地場産業としており、水稻を中心に野菜や花きの栽培及び畜産といった農業が営まれ、水産業については、カツオ一本釣り船やマグロ延縄船などの外来漁船の入港により、水揚げ高は、県内 2 位の水準となっている。また、「日本の渚百選」に選ばれた鶴原・守谷海岸をはじめ、鶴原理想郷、官軍塚といった全国有数の景勝地や海水浴場など観光資源が豊富であり、首都圏のリゾート地として、コロナ禍前においては、年間 100 万人を超える観光入込客を数える県内有数の観光地である。

さらに、教育分野における地域資源としては、優れた芸術文化に触れる機会の拡充を図るとともに、市民の芸術文化活動への支援に努め、発表の機会を確保するために平成 26 年 12 月に本市芸術文化交流センターを開館した。また、国際的に活躍できる日本武道の国内外の指導者を養成し、国際社会及び地域社会において指導的役割を果たし得る人材を養成することを目的として、昭和 59 年に開設された国際武道大学があり、生涯スポーツの推進をはじめとした本市の各種施策において連携を図っている。

一方、本市の人口は、昭和 30 年代以降、ほぼ一貫して減少しており、令和 4 年 3 月末の人口は 16,203 人と、市制が施行された昭和 33 年の約 5 割の水準となっており、総人口に占める高齢者の割合は 45.6% であり、人口減少及び高齢化が進行している。この状況は、消費市場の縮小や労働力不足など、需給両面において地域の活力を衰退させる大きな要因となることから、平成 23 年度を初年度とする勝浦市総合計画において、地域の活力を維持するために、人口流出に歯止めをかけ、定住を促していくこと等を主要課題とした。

また、地域の活力を維持する方策のひとつとして、産業連携による交流のまちづくりの

推進を掲げており、市民の生活を支える産業基盤を一層充実させるため、農業や漁業、観光業などの事業者及び市民活動団体などと連携強化を図り、それぞれの産業間の相乗効果を高める取組や、本市の特性を活かした新たな産業の育成を支援するなど、自然景観や農産物と魚介類、歴史、文化などの地域の魅力を活かした交流によるまちづくりを推進している。

各産業における具体的な取組として、農業については、県営ほ場整備事業を支援し農業基盤の整備を推進し、生産力の拡大及び生産性の向上を図るとともに、担い手の確保・育成及び農業経営の安定化に努め、漁業においては、漁業経営の安定化や近代化及び持続可能な漁業体制の構築に向けて、市内漁港の漁港施設用地利用計画の策定による水産物流通の拠点漁港の整備を行い、併せて、「カツオ」をはじめとする勝浦水産物のブランド化及び積極的な情報発信による水産物の高付加価値化と販路拡大の取組、また、関係機関と連携した漁業従事者の後継者不足対策の実施や、アワビ種苗の放流など水産資源の持続的な利用の確保の推進を行っている。観光業は、観光事業者等の安定的な所得の確保に向けて、観光地としての基盤づくりと受入体制の強化を行い、「かつうらビッグひな祭り」をはじめとした観光客の誘致や地域の活性化のための各種イベント活動の充実と併せて、景観及び関連施設の整備による伝統ある朝市の活性化、市ホームページや観光パンフレットの作成等、時代に即した情報媒体を活用した観光プロモーションの強化を図っている。

しかしながら、農業及び漁業については、従事者の高齢化や人口減少及び少子化に伴う後継者不足により、これらの産業を取り巻く環境は厳しさを増しており、担い手の確保・育成などの取組を支援する必要がある。また、観光業においては、観光ニーズの変化により、本市における観光施設利用者の年間入込客数は減少傾向をたどるなど、農業及び漁業同様に厳しい状況となっている。

また、本市における少子化による教育の課題も大きく、本市では、少子化の進行が著しく、令和4年3月31日現在の、外国人を含む15歳未満の子どもの人口は1,069人であり、前年より68人少なく、過去15年間、毎年減少し続けており、教育の質や教育施設の適正運用を確保するため学校施設の統廃合が進められており、閉校した学校施設の有効活用が課題となっている。さらに、教育現場における課題として、近年、その対策が必要とされる事項に不登校児童生徒への対策がある。文部科学省が令和3年10月13日付けで、各都道府県教育委員会に向け発出した「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について（通知）」によると、全国の小・中学校における不登校児童生徒数は196,127人で、前年度から14,855人増加しており増加率は8.2%である。そして、この不登校の要因の約半数である46.9%は「無気力、不安」が原因とされている。同通知によると、千葉県においては、小・中学校の児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数は17.2人であり、本市においては同12.9人と県平均は下回るものの近年増加傾向にあり、特に中学校生徒の場合、平成28年度は3.1人であったが、令和2年度には29.2人にまで増加しており、他の自治体同様、支援体制の整備が求められる。

このような状況を勘案し、このたびの構造改革特別区域計画に基づく学校設置会社によ

る学校設置事業として実施する広域通信制・単位制高等学校の設立は、本市及び周辺自治体に存在する潜在的な教育課題の対応に加え、本市の自然環境等の地域特性を活かした体験学習を通じて、農業、漁業をはじめとする地場産業の従事者となり得る人材の育成に寄与することが期待される。また、スクーリング受講の際には、地元の宿泊施設利用による宿泊業者及び飲食業者に対する経済効果が期待できるため、本市では、本件計画を新たな地域振興策として、地域活性化の更なる推進を図りたい。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市の地域特性は、かねてから、豊かな自然の恵みを活用した農業、水産業、観光業が営まれてきたことであり、このことは、「日本三大朝市」と評され天正の時代から約 400 年受け継がれてきた「朝市」が象徴するものである。

しかし、現行の勝浦市総合計画を策定する際に実施した市民アンケートによると、本市のイメージは「自然豊かな」、そして、将来像は「豊かな自然環境と人が共存するまち」と考える市民の比率が最も高い結果となる一方で、「地場産業の相乗効果の発揮」や「観光関連産業の活性化により働く場を増やすこと」等を指摘する比率が高く、市民の実感という観点からも、長い歴史に培われた地域特性が衰退しつつあり活性化を願うという現況がある。

この現況の一因は、人口減少や少子高齢化に起因する後継者不足によるものであり、地域特性である地場産業の振興による地域の活性化を図るためには、次代を担う後継者の育成が重要であると考えられる。

このため、本市の豊かな自然や地域資源に触れた教育を望む様々な方が、本市の財産である豊かな自然や地域資源を活用した新たな教育を受けられる場を整備することは、本市が抱える地場産業の衰退を改善し地域を活性化するうえで、効果の期待できる施策と考えられる。そして、このような教育を受けられる場の具体的な種別形態像として本市が位置付けたものが「広域通信制・単位制高等学校」である。

広域通信制・単位制高等学校の通信制課程の生徒は、毎年、必ずスクーリングを行う必要があるため、本市に設置される本校舎に県内外から来訪する生徒が、本市の宿泊施設を利用し、「朝市」等の地域の文化に触れることで、本市の観光業の活性化をはじめ、観光情報の発信にも寄与するところが期待される。さらに、全国的な課題として顕在化している小・中学校における不登校児童生徒数の増加に関連し、義務教育課程を修了した後の高等学校教育を受けることに積極的になれない方が、通学型とは異なる通信教育という形態で教育を受ける機会を設けていくことは、次代を担う青少年が社会人となるための教育の機会を増加させることに資すると期待される。

今般、本市所有の旧郁文小学校の土地及び建物について、令和 4 年 4 月 1 日から令和 34 年 3 月 31 日までを貸付期間として土地建物賃貸借契約を締結した株式会社成美学園から、「勝浦市内の廃校舎を利活用した高等学校設置」について提案があり、その提案の中で、構造改革特別区域における株式会社立の通信制高等学校を設立するため、学校設置会社を設

立する考えが示され、さらに、教育方針については、「地域特性を活かした体験学習の実施」として、「毎年行われるスクーリング学習において、「農業」、「漁業」、「マリンスポーツ」、「武道」を含めたキャリア実践科目を設定し、地域住民との交流を通じて地域社会の現状を知り、先達の経験則に学びながら、「夢に向かう力」を育てていく。」という考えが示されている。また、これらの学校設定教科の実習講師には、地元産業従事者を外部講師として招聘し実施するという方向性に加え、学校設定教科の現場支援実習を通じて、勝浦市の現状を知り課題について学ぶことを目標としていることから、交流人口の増加、本市の地場産業従事者の新規開拓等、本市で顕在化している後継者不足に伴う地場産業の衰退という問題に対する改善策として、期待できると考えられる。

以上のことから、構造改革特別区域認定による学校設置会社による学校設置事業は、本市の地域活性化の推進に非常に有効な施策である。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市では、少子高齢化や人口減少に起因する後継者不足により、地域特性の象徴ともいえる地場産業の衰退という現況に加え、次代を担う児童生徒の不登校の問題も顕在化している。

このことについては、「4 構造改革特別区域の特性」においても記載したとおり、本市として、勝浦市総合計画に基づき、さまざまな地域振興施策を実施しているところであるが、教育行政を担う勝浦市教育委員会においても、本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の方針を定める「勝浦市教育大綱」の策定に際し、本市の課題として、「人口減少・少子高齢化の進展に対応し、将来にわたって活力のある地域社会を維持していくこと」と明記しており、当該大綱の基本理念として、「本市の有する様々な教育資源を活用し、時代の要請に的確に対応しながら、「自立・協働」に向けた市民の主体的な『学び』を創造します。」と掲げている。

しかし、本市には、市が設置する幼保連携型認定こども園、小中学校、そして、本市との包括協定に基づく官学連携教育を実践する国際武道大学といった教育資源は整備されているものの、高等学校については、かつて、地場産業である漁業、水産に関する専門科を有する千葉県立勝浦若潮高等学校が設置されていたが、少子化に伴い平成 27 年に千葉県立大原高等学校に統合され、その校舎は大原高等学校若潮校舎として運用されてきたものの、この校舎も平成 29 年 3 月をもって閉校となり、現在、本市内に高等学校は設置されていない。

高等学校は、学校教育法第 51 条第 1 項に、その教育目標が明記されており、①義務教育として行われる義務教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。②社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め専門的な知識、技術及び技能を習得させること。③個性の確立に努めるとともに社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。以上

3項目がその理念であり、地域社会を担う社会人となるための教育の場であると考えられる。

このため、本市では、本件構造改革特別区域計画認定申請にあたり、広域通信制・単位制高等学校の教育を核とし、この教育を通して、顕在化している不登校児童生徒の高等学校進学機会を充実させ、社会に貢献できる人材を育成し、もって、地域資源を活かした地域振興を図り、地域活性化を推進することを目的とし、以下3項目の目標を掲げるものである。

- ① 勝浦市は、農業、漁業が盛んであり、太平洋に面した海岸線は各種マリンスポーツにも適した土地であるとともに、武道学を専門的に学ぶことができる国際武道大学が設置されている。

この「農業」、「漁業」、「マリンスポーツ」、「武道」については、本市の地域特性の礎であるため、毎年行われるスクーリング学習における学校設定教科のキャリア実践科目として設定し、地域住民との交流を通じて地域社会の現状を知り、先達の経験則に学びながら各産業の意義を知るとともに、課題を考察し将来の姿を創造する力を育むことで、本市の地場産業及びその関連業への就業希望者及び起業者が増加し、少子高齢化及び人口減少を原因とする後継者不足の改善を図り、地場産業振興による地域活性化を推進する。

- ② 広域通信制・単位制高等学校ではあるものの、通学型を中心とした全日通学科や一般通信科のサポート施設への登校率については、高い登校率が高い卒業率に繋がる。このため、コース活動及び行事（イベント）を充実させる。

コース活動とは、具体的には、大学等のサークル活動に近い教育課程外の取組であり、勝浦本校、サポート施設とともに、音楽、イラスト、調理、ダンス、eスポーツ、大学受験及び各種検定対策、運動等、将来の社会活動に資するコースが選択できるよう充実を図り、行事については、音楽祭や文化祭、体育祭の他、eスポーツ大会を企画し、こういった各行事には、地域住民が見学、参加する機会を設けることで、地域住民との交流を活性化するとともに、地域住民の生涯学習活動の推進を図る。

特に、「eスポーツ」については、年齢、場所、環境を問わない新しい交流手段として、近年、注目されているものであり、「エイジレス」、「ボーダレス」の交流手段である。これは、年齢差や障害の有無を越えたスポーツであり、少子高齢化社会における高齢者の健康増進に寄与するものと期待されていることから、高齢化率が高まる本市においては、青少年教育と高齢者支援の両側面から効果が期待できるものである。

- ③ 設置予定の広域通信制・単位制高等学校は、地域社会への貢献を掲げ、地域に根ざし、地域とともに発展することを目指したものであるため、教育委員会の指導のもと、本市の公立小中学校との教育連携の一環として、高等学校教員としての高い専門性に基づく授業を提供する機会を設け、児童生徒の知識を深め、理解力を高め、学力の向上を図る。

また、①に明記した学校設定教科の授業には、将来的に、教員免許状を有しないが

優れた知識経験を有する社会人を学校現場に迎え入れるための制度を整備し、農業、漁業、観光業といった地場産業の経営者及び従事者、或いは、国際武道大学の教職員のみならず、スポーツ界で活躍する選手等による授業を展開することで、当該高等学校を核とした地域活性化を推進する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本市で顕在化している社会経済問題は、少子高齢化及び人口減少を原因とする地場産業の後継者不足に伴う地域特性の衰退であると言える。

当該特区計画の実施は、勝浦市総合計画における個別施策である「産業の連携による交流のまちづくりの推進」の一環として、広域通信制・単位制高等学校の教育を核とし、この教育を通して、顕在化している不登校生徒の高等学校進学機会を充実させ、社会に貢献できる人材を育成し、もって、地域資源を活かした地域振興を図り、地域活性化を推進するものであり、同様の社会経済問題を抱える自治体における地域活性化施策として広く波及し得るものと考えられる。

本市においては、平成29年3月末をもって、長年に渡り設置されていた公立高等学校が閉校となり、高等学校で学ぶ生徒が街を行き交う姿が無くなり、街の活況が失われている状況があるが、年間を通して実施されるスクーリングに出席する生徒が街を行き交い、街を知り、触れることで、高等学校や生徒とふれあう市民生活に活況を呈することが期待される。

特に、広域通信制・単位制高等学校の学校設定教科を通じて、県内外の生徒が本市の地域社会を知り、産業の意義を知ること、卒業後の進路として、本市の地場産業及び農産物直売施設や水産加工業等の関連業への就労者や起業家が増え、地場産業の後継者不足の改善及び産業の活性化を実現することが期待される。

また、当該高等学校の各行事や学校設定教科の授業に地域住民が見学、参加する機会を設けることで、地域住民の生涯学習活動の活性化に貢献できる。

さらに、学校設置会社が学校設置事業を実施する土地・建物については、平成31年3月をもって閉校となった市立小学校であるが、現在でも、本市地域防災計画における指定避難所・指定緊急避難所に指定されているため、土地・建物の管理が日常的に行われることで、有事の際、機動的な避難所運営が実施でき、地域住民の防災・減災に結びつく。

一方、広域通信制・単位制高等学校の運営による民間事業者への経済効果としては、生徒がスクーリングの際に来訪することで、特に宿泊施設の需要が喚起されることが見込まれるが、その消費見込み額は、下表のとおりである。また、教員や事務職員といった教職員の他、学食調理員や校舎整備業務従事者を地元採用することで雇用創出が実現できる。

なお、スクーリングについては、3泊4日で年間25回程度開催する計画としている。内容・構成としては、学校設定教科のキャリア実践科目で、本市の地域特性の礎である「農業」、「漁業」、「マリンスポーツ」、「武道」を学習内容とし、地元の産業従事者や起業コンサルタント等を外部講師として招く予定である。

スクーリング実施等による消費見込み額（一般通信科）

	スクーリング延べ生徒数	消費見込み額
令和5年度	730人	32,850千円
令和6年度	1,134人	51,030千円
令和7年度	1,457人	65,565千円
令和8年度	1,430人	64,350千円
令和9年度	1,404人	63,180千円

備考 スクーリング消費見込み額の内訳は、1人あたり、宿泊費は9,000円×4日=36,000円。
バス借上げ料は9,000円として試算し、合計45,000円。

スクーリング実施等による消費見込み額（一般通信科オンライン生、サタデーコース生）

	スクーリング延べ生徒数	消費見込み額
令和5年度	30人	1,080千円
令和6年度	36人	1,296千円
令和7年度	49人	1,764千円
令和8年度	48人	1,728千円
令和9年度	47人	1,692千円

備考 1人あたり、宿泊費を9,000円×4日=36,000円として試算。
上記生徒は本校舎のある勝浦市に、各生徒が個別に来訪することから、借上げバスを利用しないため、バス借上げ料金は発生しない。

教職員の雇用計画（地元採用）

	教員雇用	職員雇用
令和5年度（見込み）	6名	6名
令和6年度（見込み）	8名	7名
令和7年度（見込み）	10名	8名
令和8年度（見込み）	10名	8名
令和9年度（見込み）	10名	8名

備考 非常勤職員を含む。

8 特定事業の名称

学校設置会社による学校設置事業（816）

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、
実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙（特定事業番号：816）

1 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社勝浦成美

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体 株式会社勝浦成美

(2) 設置位置 千葉県勝浦市松部1000番地1（旧郁文小学校跡地）

(3) 設置時期 令和5年4月1日

(4) 学校の名称 成美学園高等學校

(5) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

当該特区計画が認定を受けることにより、株式会社勝浦成美が広域通信制・単位制高等学校の設置主体となることが可能となる。同社は、本市と旧郁文小学校跡の施設の土地建物賃貸借契約を締結している株式会社成美学園の子会社であり、令和4年6月21日に設立されている。当該特区計画の認定後、広域通信制・単位制高等学校の設置認可手続を行い、生徒募集・教育環境整備・教職員採用等、開校に必要な準備を進める。

設置認可にあたっては、勝浦市通信単位制高等学校に係る学校教育法の施行に関する規則に基づいて行い、本市が設置認可した後、構造改革特別区域法第12条第9項の規定により、千葉県に報告する。

その上で、令和5年4月1日からの開校を予定している。

当該校の校舎については、本市所有の旧郁文小学校の学校用地、校舎、体育館を賃借する契約を締結し、使用することとしている。

校舎の面積は、高等学校通信教育規程第8条に定める1,200平方メートル以上であり、同規程第9条に定める校舎に備えるべき施設である普通教室、特別教室、図書室、職員室、保健室の他、屋内外運動場があり、必要に応じて専門教育を施すための施設を整備する教室が確保されている。

なお、小学校用の校地・校舎ではあるが、校具及び教具については、学科の種類、生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類の校具及び教具を備えることにより、高等学校の生徒教育を支障なく行うことができる施設と考えている。

学校用地：7,891 m²

校舎：2,396 m²

体育館：749 m²

また、通信教育実施計画については、教員免許状を取得している教員により班を組織し作成を進めており、スクーリング実施計画の作成が完了したという状況である。教員組織については別紙「教員配置計画表」のとおりであり、教育課程については別紙「教育課程表」のとおりである。

(6) 面接指導等（添削指導、面接指導及び試験）の実施方法及び実施場所

①添削指導

添削指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している教員が、特別区域内に設置される勝浦本校において、各サポート施設とも連携をとりながら、教科・科目ごとに学習指導要領に定められた回数を行う。

管理の方法としては、現在、インターネットを介したレポート提出と電子採点、添削のシステム導入を検討しているが、導入が難しい場合は、サポート施設から本校に郵送により提出させる。

添削指導の実施に当たっては、年間指導計画及び通信教育実施計画に基づき、計画的に実施する。また、正誤のみの指摘や解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載だけではなく、各生徒の誤答の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や自主学習を進めていく上でのアドバイス等を記載するとともに、生徒からの質問を受け付け、速やかに回答する仕組みを整える。

②面接指導

面接指導は添削指導と同様、高等学校通信教育の基幹的な部分となっていることから、校舎長研修（毎月1回、年間12回）、教科別研修（4カ月に1回、年間3回）、生徒指導研修（6カ月に1回、年間2回）、進路指導研修（年間1回）、階層別研修（新人は毎月1回、年間12回、それ以外は年間4回）等の教員研修を実施し、絶えず改善に努め、学習指導要領に沿って特別区域内に設置されている勝浦本校及び特別区域内の勝浦市芸術文化交流センター等校外施設で、相当免許を有する教員が中心となって実施する。

なお、その際に、勝浦市内の産業従事者などによる実地指導や講義なども検討してい

る。

面接指導における単位時間数は、学習指導要領において定める標準を踏まえ、各教科・科目における面接指導の単位時間数を十分確保し、高等学校通信教育規程第4条の2の規定により、個々の生徒に応じたきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基本とし、同時に面接指導を受ける生徒数は、多くとも40人を超えない範囲で設定する。

また、正規の教育課程ではない教育活動と、指導要領に基づき高等学校通信教育として実施される面接指導とは、明確に区別することとする。

③試験

試験は、特別区域内に設置される勝浦本校において行うこととしている。実施にあたっては、教員の監督の下、厳正に実施する。

出題は思考力・判断力・表現力を問う内容とし、出題形式はすべての科目について記述式回答を主として、択一式、複数選択式、並べ替え式、穴埋め式などをバランスよく採用する。採点は、勝浦本校にて、該当科目の教員免許を有した教員が実施する。

また、試験の実施に当たっては、3泊4日のスクーリングにおいて試験を実施したり、自由な成果物の提出により試験の替わりとしたり、試験問題が毎年同じであったりするなどの不適切な試験が実施されないよう十分留意するとともに、オンラインでの試験等を実施する場合は、確実な本人確認や不正行為防止の仕組みを構築し、実施校での適切な監督下で実施することとする。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 勝浦市に存在する教育上の特別なニーズ

本市は、豊かな自然の恩恵を受け、長年に渡り培われた地域資源を有しているが、人口減少及び少子高齢化の影響により、地場産業の衰退が進行している。さらに、教育分野における地域資源といえる小中学校及び高等学校については、学校施設の統廃合が進められており、閉校した学校施設の有効活用が検討課題となっている。

本件事業の設置位置となる旧郁文小学校については、開校から124年の長きに渡り、地域住民に親しまれながら、地域社会を担う多くの卒業生を送り出してきたが、平成31年3月をもって閉校となった。このため、閉校となった教育施設を有効活用するため、市有地活用庁内検討委員会を開催し活用方法の検討を行い、さらに、地元区長との意見交換を行った結果、当該教育施設については、校舎、体育館及び校庭などを現存する状態のまま活用することで教育資産としての価値を損なうことなく有効に活用し、減少している市内の教育機関を増やし、さらにそれを活気に繋げるための教育施設として活用する方針とし、併せて、自主防災組織を編制している地元区からの要望である市地域防災計画における指定避難所・指定緊急避難場所としての利用継続を条件として、当

該教育施設を活用する事業者を募集した。

この結果、応募のあった事業者は株式会社勝浦成美の親会社である株式会社成美学園1者のみであったものの、申し込み書類として提出された「(旧) 郁文小学校利活用に係る事業概要書」等をもとに、市有地等活用事業プロポーザル審査委員会におけるヒアリング等の調査を経て審査した結果、同社を、(旧) 郁文小学校利活用事業者として決定した。

本市においては、人口減少及び少子高齢化の進行に伴う教育施設の統廃合により、地域特性に直結する専門教育を受ける場が失われ、このことが、地場産業の後継者不足の一因となっている。さらに、統廃合により閉校した教育施設については、有効かつ適正な利活用を図る必要があるため、全国的な教育問題である不登校児童生徒の増加に対する効果的な対応と併せて総合的に解決する策を具現化していく必要がある。

また、勝浦市教育委員会が、千葉県夷隅郡市内2市2町にある中学校6校に対して、本市の特区計画により設置される広域通信制・単位制高等学校の入学希望者を調査したところ、入学希望者は全日通学科1名、一般通信科5名であった。しかし、全日通学科を併願先として希望したいとの回答は6名あり、この生徒の状況を確認したところ、その生徒の多くは、学校内において個別の対応が必要な状況であることから、夷隅郡市内にあり、通学の面で負担のない距離にあること、さらに、単位制であるため個人の状況に応じた学習指導が受けられることから、本件高等学校が設置された場合、受験対象候補とする考を示されたことを確認している。

さらに、学校設置会社である株式会社勝浦成美が実施した、設置予定校の女子硬式野球部体験入学者及び保護者に対して実施したアンケート調査の結果、対象者14名のうち2名から回答があり、2名ともに、体験会には満足と回答しているものの、学校設置の認可が得られていないことを理由として、入学希望については「未定」と回答された。しかし、この保護者からは、引き続き設置予定校の情報を求める要望も示されており、今後、本件高等学校が設置された場合は、入学希望者が見込まれるものとする。

一方、一般通信科の初年度入学生徒の多くは、現在、株式会社成美学園が学校法人翔洋学園との間で学習活動等の支援業務提携契約を締結し実施するサポート施設に通う生徒の転学であるが、この転学に関する学校法人翔洋学園と株式会社勝浦成美並びに株式会社成美学園の合意に基づく転学意向アンケート調査を、株式会社成美学園がサポート施設各校舎在籍生徒保護者に対して実施したところ、248名の生徒及びその保護者が、設置予定校への転学を希望していることが確認されたため、設置予定校に対するニーズを客観的な数値をもって確認することができた。

(2) 株式会社勝浦成美の設置する学校が、当該ニーズに対する教育を行うことが適切かつ効果的であると認めた理由等

本市では、冒頭にて説明したとおり、人口減少及び少子高齢化の影響により、後継者

不足に起因する地場産業の衰退という現況があり、市としては、同社が設置予定の広域通信制・単位制高等学校の学校設定教科として、「農業」、「漁業」、「マリンスポーツ」、「武道」といった、本市の地域特性に結び付く学習内容が組み込まれたキャリア実践科目が設定されているため、学校教育法第 51 条第 1 項第 2 号に規定される「社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め専門的な知識、技術及び技能を習得させること。」とされる高等学校の理念という観点において、当該学校設定教科を通して、本市の地場産業及びその関連業への就業希望者が増加し、少子高齢化及び人口減少を原因とする後継者不足の改善を図り、地場産業振興による地域活性化を推進するため、適切かつ効果的であると判断した。

また、このような地域特性に直結する学校設定教科を設定し、より広域から生徒を募集する仕組みを実現するためには、「学校設置会社による学校設置事業」の特例により、学校を設置することが適切であり、この特例は、本市の社会経済活動の問題という点から教育機関に求められるニーズにも対応することであると判断する。

(3) 学校経営に必要な資産の保有

資産要件としての学校の校地・校舎については、本市が、旧郁文小学校跡の施設を当該学校設置会社の親会社である株式会社成美学園に有償貸与することとし、令和 4 年 1 月 27 日付けで土地建物賃貸借契約を締結している。

貸付期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 34 年 3 月 31 日までであり、貸付額は令和 4 年度が年額 600 万円。令和 5 年度以降は年額 1,000 万円である。

なお、本事業の実施主体である株式会社勝浦成美が、本件事業を実施するためには、当該物件を自己所有とするか、または、当該物件の借受人となる必要があるが、株式会社成美学園及び株式会社勝浦成美から、貸付人である本市に対して、土地建物賃貸借契約書第 10 条第 1 項の規定による権利譲渡の承諾に関する協議の申入れがなされており、本市は、構造改革特別区域計画が認定された後、借受人から貸付物件の権利譲渡の協議を受けたうえで、その内容を審査し、勝浦市、株式会社成美学園、株式会社勝浦成美の 3 者による権利譲渡契約を締結する予定である。

また、当該物件の初期整備費用として、借受人の株式会社成美学園が設置した人工芝及び学校用什器備品一切については、株式会社成美学園が株式会社勝浦成美に無償で使用させる旨を明記した使用貸借契約書が、令和 4 年 9 月 12 日付けで締結されている。

学校運営に必要な資金については、株式会社勝浦成美の資本金は、定款第 10 条の規定により 1,000 万円であるが、株式会社成美学園と株式会社勝浦成美の間で、令和 4 年 8 月 18 日付けで締結された寄附契約書に基づき、令和 4 年 9 月 2 日付けで、親会社である株式会社成美学園から 2 億円の寄附があり、これにより、2 億 1,000 万円の資産を保有していることが、株式会社勝浦成美の財産目録及び預金残高証明をもって報告さ

れており、初年度年間経常経費見込額の1/3の金額 8,809 万円及び本市が施設を売却する場合の金額 6,170 万円を保有していることから、勝浦市通信単位制高等学校審議会における学校設置認可基準の第6項資金に記載されている基準を充たすため、学校運営に支障はないと判断した。

(4) 学校設置会社の役員の知識及び経験並びに社会的信望

学校設置会社の親会社である株式会社成美学園は、平成19年4月から、通信制高等学校のサポート施設を運営しており、現在は、学校法人翔洋学園翔洋学園高等学校の指定サポート施設を20校運営している。中でも、株式会社成美学園が運営する成美学園茂原校は、千葉県教育委員会が学校教育法第55条第1項の規定により指定する当該通信制高等学校の技能教育施設であることから、日常の学校生活のサポートはもとより、高等学校における技能教育にも実績があり、広域通信制・単位制高等学校の設置及び運営に必要な知識及び運営経験を有しており、学校設置会社の株式会社勝浦成美の代表取締役である酒井秀光氏においては、株式会社成美学園取締役として、この経営に15年以上携わってきた実績があることから、学校経営を行う経験は十分であると判断される。

さらに、同氏は、千葉県知事の指定を受け、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業を実施しており、平成27年4月から、千葉県茂原市において、放課後等デイサービス及び自立訓練・就労移行支援事業所といった福祉事業所を運営しており、同氏の経営理念は、福祉事業を通じて地域住民に受け入れられ支持されていると判断する。併せて、同氏が取締役を務める株式会社成美学園は、本市に対して、令和3年3月に地方創生応援税制を活用し1,000万円を寄付されたことから、国から紺綬褒章が授与されており、このような地域支援の実績がある事業者の取締役である同氏は社会的信望を有していると判断するところである。

学校設置会社である株式会社勝浦成美の設立時取締役及び設立時監査役の学校経営を行う経験及び社会的信望については、株式会社勝浦成美から提出された各役員の履歴書及び同社の学校設置事業担当者から聴取した情報をもとに、以下のとおり判断した。

なお、⑦中谷稔監査役については、電話にて、直接、本人の考えを確認した。

①酒井 一光（取締役）

平成21年4月に、学校設置会社の親会社である株式会社成美学園の代表取締役に就任し、以降、13年間に渡り、通信制高等学校のサポート施設の運営及び技能教育施設の運営を行ってきた経験から、通信制高等学校生徒の学習活動等の支援に関する知識経験があるため、学校運営に関する経験があると判断した。また、これらの運

営実績から、社会的信望を有していると判断した。

②山田 祐樹（取締役）

高等学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状を保有しており、平成 24 年に学校設置会社の親会社である株式会社成美学園に入社して以来、教育事業部に所属し、通信制高等学校のサポート施設において教員として勤務してきた。

令和 2 年からは、同社の開発管理部マネージャーとして、新規校の開発及び既存校の管理業務を行っており、学校の運営に関する知識があり、教員としてサポート施設の生徒に対する学習指導を行ってきた実績から社会的信望を有していると判断した。

③藤江 成光（取締役）

平成 19 年 3 月から約 14 年間に渡り、地元選出衆議院議員の地元担当秘書として議員事務所に勤務した経験から、勝浦市の地場産業従事者や事業所との交流経験が豊富であり、社会的信望を有していると判断した。

また、現在、本市にて、地域活性化の企画等を行う事務所を開業しており、地元勝浦市にないものを設立する取り組みを行っていることから、学校設置会社による学校設置事業と同様に、地域活性化に関する知識経験を有していると判断した。

④山本 将司（取締役）

約 17 年間に渡り、広島県内の信用金庫や地方銀行に勤務して得た金融に関する知識を活かし、現在は、企業の事業再生に関するコンサルティング業務を行う会社の代表取締役社長を務めているため、社会的信望を有していると判断した。

また、学校設置会社の親会社の株式会社成美学園と、令和 3 年 4 月 1 日から、コンサルティング契約を締結しており、教育関連の企業経営に関する知識を有していると判断した。

⑤渡辺 智志（取締役）

平成 20 年 9 月に弁護士資格を取得し、千葉市内の法律事務所にて弁護士として勤務した後、平成 23 年 10 月に法律事務所を設立し現在に至っている。

弁護士として千葉県内において約 13 年間の活動実績があり、社会的信望を有していると判断した。

学校設置会社の親会社である株式会社成美学園とは、平成 29 年 4 月 1 日から、顧問弁護士契約を締結しており、教育関連企業の法務に精通していると判断した。

⑥麻生 達男（監査役）

高等学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状を保有し

ており、昭和 51 年 4 月から 35 年以上に渡り、千葉県内の公立小学校の教諭として勤務した。この間、白子町教育委員会で教育課長を務め、校長としての勤務経験もあるため、教員としての社会的信望は十分にあると判断した。

また、高等学校とは異なるものの、長年に渡る教育現場の経歴から、教育現場における教員の指導監督等に関する知識を有していると判断した。

⑦中谷 稔（監査役）

平成 20 年 4 月に、株式会社つくば東豊学園に入社し、学校設置会社による高等学校の設立に携わり、副校長として学校内外の業務管理を担当したが、同校の運営に規程等に反する運営事実が確認され、その後、学校運営の適正化を図ったものの、令和 2 年 3 月をもって同校は閉校となった。

このことは、在籍する生徒や関係者に大きな負担を強いるものであったことは否めないが、この経験に関する同氏の考えを、本市職員が電話にて確認したところ、同氏は、この事態を省みて、文部科学省の定める規程やガイドラインに基づく学校運営の重要性を認識しており、特に、生徒の教育にあたる教員を、教育上支障のない人数配置することについては、学校の適正運営のため重要であるという考えを示していたことから、この経験が学校運営の適正化に活かされると判断した。

また、令和 2 年 4 月から、茨城県つくば市にて、不登校支援事業として T S U K U B A 学びの杜学園を開業し、不登校生徒の支援に取り組んでおり、この事業は、茨城県教育庁が公表している「小・中学生のための民間施設・団体（フリースクール等）」に掲載されるとともに、同事業所の事業は、令和 2 年度から、茨城県教育委員会が認定する「茨城県フリースクール連携推進事業」の補助対象事業となっていることから、この教育支援活動を通じて社会的信望を得ていると判断した。

(5) セーフティーネットの整備に向けた取り組み

本市は、本件特区計画の認定を受け、学校設置会社からの申請に基づいて学校設置の認可を行う際に、株式会社勝浦成美に対し、他の通信単位制高等学校との間における生徒受け入れの協定締結を条件として課すこととしている。

なお、当該株式会社からは、千葉県内にある学校法人花沢学園明星高等学校と、生徒の受け入れを含めた協定締結をする予定であるという考えが示されている。

さらに本市は、開校後常に生徒数の推移、経営状況の把握に努めるとともに、万一学校経営に著しい支障が生じた場合に備え、生徒が適切な修学ができるよう市組織内で担当部署（専門の窓口）を設ける。また、このような事態が発生した場合には、学校設置に関する所轄庁として、生徒や保護者に負担が及ばないよう、生徒及び保護者から他校への転入希望を聴取し、転入学の可能性に関する情報収集・指導が行えるよう、市としても転入学の受け入れ先を複数校確保するとともに、転入学の際の入学金等経済的

な負担を強いがないための対策を行うこととする。加えて、指導員を含む担当課職員が学校を訪問し、校長、教頭、事務長との面談を実施し、当該事案の経過説明を受け、関連書類の点検を実施する。そのうえで、市として担当課長を筆頭に問題点の検証を行い、学校に対して、書面をもって改善要請を行うとともに、当該事案が解決に至るまで経過観察を継続する。

(6) 学校設置事業に対する指導体制

本市は、学校設置事業に対する適切な指導監督体制を確保するため、教育委員会学校教育課に教育特区推進班を設置し、高等学校で校長や教頭等の管理職として勤務した経験のある、高等学校教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員（学校教育指導員）を配置するなどし、適切な指導監督を実施する。

組織の構成員は、教育長、学校教育課長、担当職員2名の他、学校教育指導員を1名配置する予定である。各構成員の勤務形態は、学校教育指導員は「専任・非常勤」とする予定であるが、この他は「専任・常勤」である。

各構成員の経歴及び経験については、添付資料の職員名簿のとおりである。

なお、学校教育指導員については、千葉県立高等学校及び中学校の教員として37年間勤務し、高等学校で教頭、副校長、校長等、管理職の経験をした者を任用する予定である。特に、この任用予定者においては、千葉県教育庁学習指導課に指導主事として4年間勤務した経歴があり、高校教育に関し専門的な知識及び経験を有している。

具体的な指導監督業務としては、週に一回、学校教育指導員及び担当職員が学校を訪問し、授業をはじめとした学校及びサポート施設の運営状況を確認する。さらに、1カ月に一回、学校長、教頭、事務長との面談を実施し、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」に基づき点検を実施し、不備が確認された場合は、担当部署で組織的に協議したうえで、指導を行うこととする。

また、開校後の組織体制は、前年度の業務実施結果を点検し、必要に応じ発展的に増員を図ることとする。

(7) 審議会等の構成及び審議事項

本市では、市独自の私立学校審議会（勝浦市通信単位制高等学校審議会）を設置して、行政の適正性、公平性、専門性を確保することとする。

審議会委員の構成は、教育関係者2名、高等学校等の教育に関し学識経験を有する者1名、会計に関し学識経験を有する者1名、地元区代表者1名の計5名としており、特区認定申請が認定され次第、会合を開催する予定であり、学校の設置認可を審議することとしている。

なお、審議会の構成員のうち、教育関係者は、千葉県の小学校の教員として教頭、校長を経験しており、千葉県教育庁東上総教育事務所指導主事、千葉県教育庁総合教育セ

ンター研修企画部長としての勤務経歴を有し、現在、勝浦市教育委員会において学校教育指導員として勤務している者及び千葉県教育庁職員として、高等学校事務長をはじめ千葉県教育庁財務施設課（現：財務課、教育施設課）の勤務経験がある者の委嘱を予定している。高等学校等の教育に関し学識経験を有する者は、千葉県茂原市にある私立高等学校に定年まで勤務し、現在も、情報科の非常勤講師として勤務している者を委嘱する予定である。会計に関し学識経験を有するものは、千葉県商工会連合会に経営指導員として20年以上勤務した経験を有し、現在、勝浦市商工会において経営相談及び経営改善支援の業務に就いている者を委嘱する予定である。地元区代表者については、旧郁文小学校の学区であった松部区、串浜区の区長を1名委嘱する予定である。

審議会委員の委嘱にあたり、各委員候補者には、審議会の果たすべき役割を説明し、その理解を得て就任していただくこととする。

また、学校設置認可後は、学校設置会社による学校設置事業の運営状況及び本市の事務局体制その他の指導監督全般について、調査審議することとしている。

（８）地方公共団体による評価

本市では、上述のとおり私立学校審議会（勝浦市通信単位制高等学校審議会）を設置し、年1回以上、当該学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、書類及び実地で評価を実施する。

具体的な評価については、学校教育課教育特区推進班が、学校教育法、設置基準、学習指導要領等を踏まえ、学校の公共性、継続性、安定性の観点から、学校経営面、教育研究面の状況について適切に評価するために、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」に基づく学校運営が行われているか、「高等学校通信教育の質の確保・向上のための指導監督マニュアル」に留意して点検調査を実施し、私立学校審議会において、教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し実務上の経験を有する者の審議を経て、評価することとする。

なお、本市の特区計画における学校設置会社は、広域通信制課程を置く高等学校であるため、通信教育連携協力施設（サポート施設）を置くため、学校と当該連携施設との協力・連携状況を確認、評価する。

また、その評価結果については、ホームページ等を通じて一般に公表することとする。

（９）情報公開

当該学校設置会社は、学校設置会社が備えるべき書類（貸借対照表・損益計算書・事業報告書等の業務状況書類）を、毎事業年度終了後3月以内に作成し、同社が設置する学校に備え、書類作成中の期間を除き、設置する学校への入学希望者が適切に学校を選択できるよう、学校に入学を希望する者その他の関係人からの請求に基づき、適切に閲覧又は謄写に応じるものとする。

なお、当該書類の備え付けの期間は、3年間とする。

また、学校の内部・授業の様子等は、学校を公開する際の一定の安全対策（受付での確認等）を講じた上で、常に公開するとともに、ホームページ等を通じて本校に関する情報を公開する。

(10) 教育環境の改善

学校設置会社は、生徒・保護者のニーズに基づき、かつ変化する社会状況を考慮しながら、教育環境の改善に不断に取り組むこととしている。

また、事業の内容が学校の運営であることを重視して、過度な利潤追求に陥らず、利潤の多くを生徒の教育改善のための費用に振り向けるよう指導・監督を強化していく。